

平成28年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年12月9日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 八東庁舎 第1会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 4番 横山 和男
5番 岡本 達真 6番 勝原貴美恵
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章
14番 岩見 正明 15番 古井 淳二
16番 田中 正則 18番 谷口與理幸
19番 木原君太郎 20番 有岡 正裕
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 3名 24番 田中喜一郎 11番 橋本金次郎
21番 安藤 博子

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 25番 田中 洋司 1番 竹内 明子
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告につ
いて
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件
第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
第5 議案第3号 非農地証明について
第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当する
か否かの判断について
第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は3名です。</p> <p>出席者数19名です。定足数に達していますので、平成28年度第9回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、25番田中洋司委員、1番竹内明子委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが12月1日から2日にかけて全国農業委員会会長代表者集会に参加しましたので報告します。</p> <p>（会長報告）</p> <p>その他委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号 受付番号12-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件。</p>

受付番号 12-1 について説明します。

土地の所在地 下野地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 359 m²。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという
ことで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕
うん機、トラクター等保有されていますし、農作業従事者数、通作に
ついては問題ないと考えます。保有している農地についてはすべて耕
作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を
行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載
された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行
った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の
下限面積 20 アールであり、申請人は保有農地 2,250 m²の内 1,859 m²
を八頭船岡農場へ貸付けており、経営面積は391 m²となっております。
しかし、申請人が法人組合員であり譲り受ける農地をその農業生産法
人に貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるとい
うことを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申
請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上
の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、21番安藤博子委員に事前調査をお願いして
いましたが欠席ですので、事務局で報告をお願いします。

事務局

本日、午前に来庁され報告を受けましたので報告します。譲受人は
住居前の農地を耕作されていますが、その農地が今回申請されている
農地の隣地になり規模拡大されるということです。きちんと耕作され
ていますので問題ないと考えます。

また、譲渡人の住所が宮谷となっておりますが、これは施設入居され
ているためで、以前は申請地近隣に居住されておりました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ
うか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 13-2 について説明をお願いします。
事務局	受付番号 13-2 について説明します。 土地の所在地 小別府地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 359 m ² 。売買による所有権移転です。 理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという ことで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕 うん機、トラクター、田植機、コンバイン等保有されています。農作 業従事者数、通作については、譲受人の住所が県外となっていますが、 ご実家は小別府にありお母様が住んでおられます。農繁期にはこちら に帰ってこられ農作業に従事されていますので問題ないと考えます。 農地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても 効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載 された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行 った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の 下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及 び農地基本台帳で確認した結果、106 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申 請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の 総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長 (会長)	この件につきましては、14 番岩見正明委員に事前調査をお願いして いますので報告をお願いします。
岩見委員	12月1日に譲受人に聞き取りをしました。母親と2人で農業をされて います。申請地は1枚の水田ですが登記簿上は2枚に分かれているこ ともあり、この度購入し登記簿上も1枚にできたらということもあっ たようです。農繁期には帰ってこられて耕作されていますので、問題 ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきましては、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号15-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号15-1について説明します。</p> <p>これは既に転用済みの追認案件になります。</p> <p>土地の所在地 小別府地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 宅地面積 219㎡</p> <p>木工用作業場を転用目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページになります。</p> <p>理由につきましては、平成12年6月に当時の八東町農業委員会へ譲受人の父親が農地法施行規則32条の届出を提出し農業用倉庫を建築したのですが、これは施設使用者が土地所有者の場合のみ申請できる届出になります。他人の土地に農業用施設を建築する場合は、農地法第5条の転用申請をしていただくのが正しかったのですが、農業委員会の適切な指導がされなかったものです。今回、譲受人が木工用作業場として利用していたため、売買の手続きに入ったところ、地目が畑のままであることが分かり、適正な転用申請手続きを提出されたものです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産性の低い農地第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の預金通帳のコピーにより確認しました。また、今回、追認案件に至ったのは農業委員会の誤った指導により招いた結果であるため、本人の信用を損なうものではなく適当と考えます。</p> <p>規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積で</p>

あり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は道路、西側は水路、南側は宅地、北側は畑ですが、作業場は木造1階建てであり隣接地から2mは離れて建築されていますので、日照、通風の影響はないと考えます。

雨水は既設側溝へ放流します。汚水排水は発生しません。また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、14番 岩見正明委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

岩見委員 12月1日に双方に面会をしました。概ね事務局の説明通りです。譲受人が木工作業場として購入したいとのことで双方合意され売買されるとのことです。周辺農地への影響はありませんので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号15-1について申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明について

農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号11-1について説明します。

土地の所在地 福井地内1筆 登記地目 畑 現況地目 雑種地 面積6.35㎡です。

場所につきましては、議案書の8ページから10ページに図面を付けています。理由につきましては、国道の拡幅工事の残地であり昭和

60年月日不詳より耕作はしておらず、現在は雑種地になっています。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み、農地へ復旧が困難となっております。

現地確認を東口委員、田中洋司委員、谷口委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、8番東口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東口委員 12月5日に事務局と田中洋司委員、木原委員と4名で現地確認を行いました。コンクリートで固めてあり農地としては利用できませんので、非農地で問題ないと考えます。

事務局 すみません。先ほど現地確認を谷口委員と説明しましたが、木原委員の間違いですので訂正します。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号11-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号11-1について申請どおり決定いたします。続きまして受付番号12-2について説明をお願いします。

事務局 受付番号12-2について説明します。

土地の所在地 國中地内1筆 登記地目 畑 現況地目 雑種地
面積 28㎡です。

場所につきましては、議案書の8, 11, 12ページに図面を付けています。理由につきましては、平成元年月日不詳より耕作はしておらず、現在は畑へ通じる通路となっております。

この農地は、農振農用地区域外の第3種農地であり、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に影響はないと考えます。

現地確認を澤田委員、古井委員、横山委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、22番澤田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

澤田委員	12月5日に事務局、古井委員、横山委員の4名で現地確認を行いました。議案書13ページを見ていただきたいのですが。申請地は幅約2m、長さ約11mの変形土地になります。北側に隣接する2枚の農地への通り道となっています。形状から畑作は難しいと思いますし、今後も通路として利用されますので非農地で問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号12-2について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号12-2について申請どおり決定いたします。 以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	最初に議案書の訂正ですが、13ページの受付番号138-1の利用権を設定する者が申請書を提出後に亡くなりましたので、138-1を議案書から削除してください。申し訳ありませんでした。それでは説明します 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から平成28年11月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の13ページから28ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規15件、更新31件 合計46件です。面積は田118,012㎡、畑8,318㎡ 合計126,330㎡です。中間管理事業分としては新規14件、更新14件 合計28件です。面積は田103,878㎡、畑1,744㎡ 合計105,622㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	受付番号139-2から145-8について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
事務局	（報告なし）

- 議長（会長） 質問・意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 139-2 から 145-8 について申請どおり決定します。
続きまして、受付番号 146-9 から 149-12 についてですが、本案件に関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
- （関係委員退室）
- 議長（会長） それでは、受付番号 146-9 から 149-12 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いします。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） 意見・質問はありませんでしょうか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 146-9 から 149-12 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
- （関係委員入室）
- 議長（会長） 続きまして、受付番号 150-13 から 183-46、中間管理事業分受付番号 25-1 から 52-28 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いします。
- 委員一同 （報告なし）

議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 150-13 から 183-46、中間管理事業分受付番号 25-1 から 52-28 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より平成 28 年 11 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 37-1 から 64-28 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 4 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 105,622㎡を借受け希望のありました 4 法人へそれぞれ 5,916㎡、352㎡、11,057㎡、63,823㎡、担い手 3 名へそれぞれ 850㎡、6,212㎡、10,412㎡配分するものです。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見ありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号 37-1 から 64-28 について案どおり承認いたします。</p> <p>以上で日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局 議案第6号耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。
委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。
これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。
議案書36.37ページをご覧ください。
今回は野町地域を審議対象地としております。合計筆数は10筆 面積は4,631㎡です。
今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を行い、農地台帳から削除する予定です。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。
以上で日程第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。
続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●新制度の農業委員等の定数及び選任について
●農業委員会特別研修大会について
●11月審議の転用案件について
転用申請2件は11月28日付けで許可
●研修視察アンケートについて
●次回 委員会は、1月12日(木)午後3時30分から船岡庁舎 会議室で行います。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

横山委員 先ほどの視察研修の件ですが、中部は地震の影響で訪問者数も減少

しているようですし、復興支援という意味でも利用するのも良いのではないのでしょうか。

事務局

検討していただきアンケートに記入をお願いします。

議長（会長）

その他ありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。
終了（14時55分）